(1)被災自動車を修繕した場合

令和6年能登半島地震における自動車税(種別割)の減免制度について

被災した自動車(軽自動車を除く)を修繕した場合に、要した修繕費用の額に応じて被災自動車に課税された**令和5年度自動車税(種別割)**について一部減免する制度です。減免を受けるためには**申請が必要です**。

1. 手続きに必要なもの及び申請期限

要 件 お よ び 軽減される割合	修繕費用(※1)が5万円未満	減免なし	
	修繕費用(※1)が5万円以上25万円未満	1/4	
	修繕費用(※1)が25万円以上	1/2	
減免の対象となる税額	令和5年度自動車税(種別割)の 年税額 (月割課税の場合は月割額)		
申 請 に 必要な物	 ①申請書(災害関係)第68号様式 ②車の被災証明書またはそれに類するもの(被災者届出証明交付証明書等)の原本(※2) ③被災自動車の損壊状況がわかる写真(※3) ④被災自動車の車検証の写し ⑤修繕費請求書または領収書の写し(修理車両や修理内容が分かるもの) ⑥保険金の支払通知書の写し(支払いがある場合のみ) ⑦還付金振込口座申出書(口座振込による還付を希望する場合)※本人名義の口座に限ります 		
申請期限	令和7年3月31日		

- ※1 修繕費用は、保険金等で補てんされる額を除いたもので判断します。
- ※2 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。 証明を受けることが難しい場合は、本人による申立で代用できます。
- ※3 登録番号(車のナンバー)が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。

■減免額の計算方法(参考)

自動車税(種別割)の年税額34,500円の自動車で 修理費用が30万円、保険金等の補てん額が0円 の場合

34,500円 × 1/2 = 17,300円

年税額 軽減割合 減免額(100円未満の端数切り上げ)

2. お問い合わせ先・提出先

名 称	所 在 地	連絡先
石川県総務部税務課 自動車税グループ	920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1273
石川県小松県税事務所 納税課	923-8515 小松市園町ハ108番地1	0761-23-1713
石川県金沢県税事務所 納税課	920-8585 金沢市幸町 12番 1号	076-263-8836
石川県中能登総合事務所 税務課	926-0852 七尾市小島町二部 33	0767-52-6112
石川県奥能登総合事務所 納税課	929-2392 輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1	0768-26-2304